平成２４年（フ）第２２４号
茨城県古河市諸川502番地２
債務者　倉持　　浩
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２２５号
茨城県結城郡八千代町大字塩本556番地14
債務者　菊地　秀男
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第２２６号
茨城県結城郡八千代町大字塩本556番地14
債務者　菊地シゲヨ
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２４年（フ）第７０５号
千葉県市川市高谷１丁目２番11号
債務者　小林　哲也
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第９９１号
千葉県市原市山田橋１丁目３番地11　キャンパスほんごうB108
債務者　平　　節子
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２０号
金沢市入江３丁目117番地２　ファミリーポート入江205号、従前の住所石川県河北郡内灘町字千鳥台２丁目410番地
債務者　水間　朝行
1　決定年月日時　平成24年10月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第１７８号
長野市安茂里小市１丁目22番37号　開沖ライブタウンＢ棟―101号室、前住所長野市安茂里小市１丁目40番10号　大成アパート２Ｆ―Ｃ号
債務者　三水アムパイ
1　決定年月日時　平成24年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
長野県千曲市上山田温泉１丁目31番地２、前住所長野県千曲市上山田温泉１丁目31番地１
債務者　鈴木　桂子
1　決定年月日時　平成24年10月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月10日まで
長野地方裁判所上田支部

破産手続廃止

平成２４年（フ）第１９２号
栃木県宇都宮市茂原３丁目1221番地３
破産者　鈴木　　繁
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３２８号
栃木県芳賀郡益子町大字益子3529番地28、前住所栃木県芳賀郡益子町大字七井1605番地
破産者　大島美和子
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２４年（フ）第３７９号
埼玉県川口市東川口４丁目29番39号
破産者　有限会社リンクランド
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第８３４号
東京都新宿区西新宿８丁目８―26　神崎荘２号室
破産者　小泉　政也
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４３０１号
千葉県市川市南八幡４丁目17―26―102、開始決定時の住所千葉県市川市鬼高３丁目12―39―609
破産者　白石　秀幸
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５０５２号
東京都東久留米市八幡町１丁目９―28―Ｄ―402、住民票上の住所東京都板橋区赤塚２丁目13―１―412
破産者　須田　翔太
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５６８３号
千葉県千葉市美浜区幸町１丁目21―20―1316
破産者　増子　和久
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７０５号
東京都足立区古千谷本町４丁目１番19号
破産者　福若商事株式会社
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７０７号
東京都足立区古千谷本町４丁目１―19
破産者　関口　君子
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６０５７号
福岡県福岡市中央区輝国２丁目３―３
破産者　高木　清公
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２５０号
東京都北区浮間３丁目21―14―101
破産者　登亀　浩司
1　決定年月日　平成24年10月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部